

令和7年度 播磨町空家等対策協議会 議事録

1. 日時及び場所

令和8年2月16日(月) 10:00~10:52

播磨町役場 3階 BC会議室

2. 会議に出席した委員(委員10人中10人)

佐伯 謙作 委員 中島 直實 委員 衣笠 誠一郎 委員 稲富 恭 委員

正木 隆資 委員 奥村 昌平 委員 佐伯 志朗 委員 宮本 輝美 委員

杉山 和馬 委員 松井 廣司 委員

※正木隆資委員は途中入室

3. 会議を欠席した委員

なし

4. 事務局職員

部長 坂上 哲也 都市計画課 課長 安立 圭一 課長補佐 平郡 健資

係長 大治 雅敬

5. 議題及び議事要旨

(1) 開会

(事務局より播磨町空家等対策協議会条例第7条第2項の規定による過半数以上の委員の出席による会議の成立を報告)

(2) 委員紹介

(事務局より各委員の紹介)

(3) あいさつ

○事務局

(佐伯町長あいさつ)

(4) 会長、副会長の選出

(稲富委員を会長、正木委員を副会長に選出)

○会長

失礼いたします。兵庫大学の稲富です。引き続き会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。もう10年と少しぐらいになると思うんですが、10年前と比べると住宅の新築工事費が、大体3割から4割、5割ぐらいまで上がっていて、当時に比べると問題解決という側面に加えて、かなり住宅のハードルが上がってしまいましたのでやっぱり利活用という側面が非常に重要になってくると。町長の話しにもありましたけれども、問題のある家屋も多いですけれども播磨町におかれましてはほぼ全部把握できてコントロール下あるということで素晴らしいなと思っております。協議会におきましてもエキスパートの委員の皆様お揃いですので、その知

見を町政の方にフィードバックできればというふうに考えております。

では、引き続き本日もよろしく願いいたします。

(5) 報告事項

○会長

では、次第に基づきまして進めさせていただきます。次は会議次第5の報告事項になります。空家等対策における取組み状況について事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは報告事項の1点目としまして空家等対策における取組み状況についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

こちらは平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行からこれまでの町の主な取組みをまとめたものになります。

近年の主な取組みとしましては、空家対策の体制及び制度等の整備として令和5年度から令和6年度にかけて空家の利活用に係る民間事業者との連携協定の締結や上野添・北野添地区における県の空家等活用促進特別区域の指定、空家利活用に係る補助制度の創設及び空家特措法改正に伴う播磨町空家等対策計画の一部改訂等を行ってまいりました。

令和7年度につきましては新たに開始した取組みというものはありませんが、令和5年度から令和6年度にかけて整備をした空家等対策の制度等の運用を引き続き行っているところになっております。

次に資料2と参考資料でお配りしております参考資料4をご用意ください。まず資料2をご覧ください。こちらは空家等活用促進特別区域における取組み状況について記載をしたものです。

播磨町は令和6年1月19日に県の空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例により空家等の活用を特に促進する必要がある区域として上野添・北野添地区において空家等活用促進特別区域の指定を受けました。空家等活用促進特別区域についてですが、今回新たに就任された委員の方もいらっしゃいますので、制度について簡単に説明をさせていただきます。空家活用特区に指定をされると特区内の空家の所有者は現在の空家の管理状況や今後の活用計画について町に届出を行うこととなり、町は所有者から同意が得られた場合には町連携団体へ空家情報を提供し空家利活用の働きかけを行っていくこととなります。

参考資料の4をご覧ください。こちらは空家等活用促進特別区域の県の縦覧資料を抜粋したものです。1ページ目をご覧ください。1ページ目には特区の名称、土地の区域、指定年月日について記載されています。土地の区域については上野添1丁目から3丁目及び北野添1丁目から3丁目ですが、北野添1丁目のみ一部となっているのは北野添1丁目の市街化調整区域については指定を除いているためです。続いて2ページ目には指定区域の上野添・北野添地区の位置図、3ページ目には指定区域図が赤線で囲まれています。続いて4ページには空家等活用方針として指定地区の空家等の活用に係る目標及び市町連携団体について記載しています。空家等の活用に係る目標については記載のとおりですが、指定地域は町の中でも利便性が高く住宅等の需

要が高い地域でありながら利活用が進んでいない空き家が見受けられることや高齢化率が相対的に高い地域であるということで、今後の空家数の増加も懸念されることから空家活用特区指定による空家情報の届出制度を活用し利活用に向けた働きかけを実施することを目的として県に指定申出を行い、特区の指定を受けました。市町連携団体については、特区指定に当たり町と連携して事業に取り組んでいく連携団体を定めることとなっており、播磨町においては連携団体として兵庫県宅地建物取引業協会と連携協定を締結し、所有者から情報提供の同意があった場合には宅建協会加古川支部の協力事業者名簿から空家利活用のサポートを受ける事業者を選定いただき、所有者の方が選定した事業者へ空家情報の提供を行うこととしており、連携して利活用等への働きかけを実施しているところです。

それでは資料2の説明に戻らせていただきます。空家活用特区における現在の取組み状況についてですが、先ほど説明させていただきましたとおり特区内の空家の所有者は現在の空家の管理状況や今後の活用計画について町に届出を行う必要があります。資料の方にも記載しておりますとおり特区内の空家と推定された建物の所有者に対してこれまでに3回、町の方から空家情報届出書の提出を依頼する文書を送付いたしました。一番上の空家情報届出関係のところにこれまでの通知件数等の実績を記載しております。①の通知件数31件に対し、②の空家情報届出書の提出があったものが15件、受理件数15件のうち2件については④のとおり除却により空家でなくなった旨を届出書の提出があり既に除却されたものとなります。

また、定期的に利用している等の理由により空家情報の届出対象となる空家ではない旨の連絡があったものが⑤の3件あり、空家情報届出書の提出はなかったものの除却に至ったものが⑥の2件ありましたので、通知した31件のうち合計20件については空家情報届出書の提出や除却されたといった動きがございました。空家情報届出書を提出いただけていない残りの11件については今後訪問等による届出書の提出の働きかけを実施していきたいと考えております。

次に町連携団体への情報提供関係のところ町連携団体への情報提供の実績を記載していません。空家情報届出書の提出があった15件のうち5件については町連携団体への情報提供について同意があり、2件については協力事業者への情報提供を既に行っております。残りの3件については協力事業者名簿を送付しておりますが、業者の決定の連絡がまだいただけていないものです。情報提供を行った2件のうち1件は協力事業者と売買についての媒介契約を交されてその後除却されております。今後も引き続き宅建協会とも連携しながら利活用等への働きかけを実施していきたいと考えています。

次に資料3をご覧ください。こちらは空家等対策に係る補助事業について記載をしたものになります。空家等対策に係る補助事業については令和6年1月より空家等バンク活用支援事業を開始し、令和6年4月に空き家活用支援事業及び老朽危険空き家除却支援事業を開始しました。各補助事業の概要につきましては資料の補助事業概のところにお示ししておりますが、簡単に内容を説明させていただきますと①空家等バンク活用支援事業補助金につきましては空家等バンク登録助成と空家等利活用支援の2つの補助区分がございます。空家等バンク登録助成は空家等バ

ンクに登録された空家等の所有者が空家等バンクに登録するために必要な不動産登記を行った場合に司法書士及び土地家屋調査士等に支払った費用の一部を補助するものです。空家等利活用支援は空家等バンクに登録された空家等の所有者又は空家等バンクに登録された空家等の所有者から空家等を購入等する方が家財道具等の搬出処分、清掃、敷地内の除草又は木伐採に要した経費に関し清掃事業者等の事業者へ支払った費用、空家等への引越しに要した経費に関し引越し業者又は運送業者に支払った費用の一部を補助するものとなっております。②空き家活用支援事業補助金は6か月以上空家の状態であるなど一定の要件を満たす空家の所有権を取得し、10年以上当該空き家を自己居住用の住宅又は自己業務用の事業所として活用しようとする方に対し、空き家を住宅又は事業所として活用するための機能回復又は設備改善に必要な改修工事に要する経費の一部を補助するものです。③老朽危険空き家除却支援事業は、倒壊等により周辺に危険を及ぼすおそれがある空家であって町から空家の管理について指導等を受けているなどの一定の条件を満たす空家の所有者に対し除却工事費の一部を補助するものです。

今年度の各補助事業の実施状況につきましては資料の補助事業実績に年度ごとの申請件数を記載していますが、今年度は空き家活用支援事業について空家を改修して自己居住用の住宅として活用するものについて1件の補助金交付申請がありました。空家等活用支援事業については今年度申請があった1件以外にも今後申請を検討されている方からご相談やお問合せをいただいております。徐々にこの補助制度が認知されてきているのではないかと考えています。

また、空家等バンク活用支援事業及び老朽危険空き家除却支援事業については申請はございませんでした。空家等バンク活用支援事業につきましては空家等バンクの新規登録物件がなかったことから対象となるものがございませんでした。老朽危険空き家除却支援事業については周囲に危険を及ぼすおそれのある空家の除却による自主解決を支援するものですが、自分が所有する空家が補助対象となるかどうかという問合せは数件ありましたが、要件を満たすものはなかったというところでございました。

各補助事業については令和8年度についても実施する予定としておりますので、引き続き補助事業の周知も図っていきたくと考えておるところでございます。

以上で報告事項の1点目、空家等対策における取組み状況についての報告を終わらせていただきます。

○**会長**

はい、ご報告ありがとうございました。では今の報告につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○**委員**

はい。

○**会長**

はい。お願いします。

○**委員**

資料 2 の空家情報届出関係のところでは 31 件通知を出して 20 件の届け出があったと、11 件は届け出はなかったということなんですけども例えば宛先不明で返ってきたとかのような形で所有者との連絡がとれなかった件数というのは把握できているのでしょうか。

○事務局

はい。郵送自体はすべて返ってきたりはしていません、一応どなたかには届いているというふうに理解はしているんですが、まだ出されていない方には複数回出していただくように提出依頼の方はしているんですけども、まだ 11 件の方は出されていないという状態になっていますので、近隣にお住まいの方でございましたら町の方からの訪問も検討してですね、お伺いをし提出を促したり空き家の利活用の状況であったりとかそういったことを訪問して聞いていく必要があるのかなというふうに思っております。

○会長

ほかよろしいでしょうか。はい、お願いします。

○委員

はい。

○会長

はい、お願いします。

○委員

資料 3 空家等対策に係る補助事業についてということで、補助事業実績でこれは 3 年間で 1 件しかないんですけど事業の実績が少ないということ、増えないのは制度の利用がしにくいのではないかと思っておりますけどこの点はどうですか。

○事務局

はい。空家等バンク活用支援については播磨町のほうはなかなか空家等バンク登録件数が少ないというところがあって、対象になるもの自体があまりないというところになっています。老朽危険空家につきましても播磨町が指導していて、かつ危険な空き家であるという条件、また所得要件としては非課税というような条件がありまして、今のところ申出があった中で条件に合うような空き家がないというところがございます。空き家活用支援事業につきましては、兵庫県としては結構需要のある事業で県の補助を貰って事業をしているんですけども、去年度も今年度も年度の早い段階で県の予算が尽きてしまって受付が一旦停止になるという状況もございました。今年度は県の補正があって受付がまた再開されたんですけども去年度は途中で受付が終わってしまったというのもあるとあって、ご相談いただいていた件もあったんですけども受付ができなかったというところで、今年度は初めてではあるんですけども空き家活用支援事業で 1 件申請があって、他にも来年度以降対象になるのかどうかというご相談いただいているところもあるので、今後特に空き家活用支援事業については申請実績も上がってくるのではないかなと今のところは思っているところがございます。

○委員

もう1件いいですか。せっかくの良い制度ですのでPRを含め検討が必要ではないかと思っておりますよ。もっとPRしていったらね、もっと増えるんじゃないかなと。それについては町の担当部局の方がどういう見解かなと聞きたいなと思って。

○事務局

はい。都市計画課としましてはできるだけ空き家は空き家のまま放置せずに利活用を推進していただきたいという基本的なスタンスは変わりません。あとは特に空き家活用支援事業の活用、できるだけ早期にご相談をいただいて県の予算があるうちに速やかに活用いただきたいというふうに思っています。そんなところから言いますと役場だけでPRするというのはいかにもつらいところがございますので、例えば今回顕著だったのが宅建業者さんが中古の住宅を取引されようとするときにこういう制度もありますよという形で営業活動の一環としても活用いただいているというようなところもございますので、私どもとしては是非連携団体の宅建協会さんとも連携をさせていただきながらこういった制度の活用についてPRを図って参りたいなと思っております。

○委員

はい。よろしくをお願いします。

○委員

町の施策としまして空き家は都市計画がやってくれているんですけど、産業環境という部署がありましてそちらの方で空いている建物について事業を始められる方が対象なんですけど、その方に対して改修費用、そして数ヶ月間の家賃補助というのをやってまして年間7、8件ぐらいまで増えてきてます。そういったところで一般の建物を改修して事業を実施していただくようにしていますので、もし皆さんそういった方がいらっしゃいましたら是非、播磨町こういう施策あるよとお伝えいただければこれ幸いですと思いますのでよろしくをお願いします。

○会長

補助事業の実績に関してご質問いただきましたけれども他に委員の皆様からいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では何かありましたらまた後ほどご質問いただくということにさせていただきます。次の報告事項に入りたいと思います。空家等対策計画改定スケジュール案についてということで事務局からご説明をお願いします。

○事務局

それでは報告事項の2点目としまして空家等対策計画改定スケジュール案についてご説明いたします。資料4をご覧ください。現行の播磨町空家等対策計画が令和4年度から令和8年度となっております。来年度は計画期間の終期となることから計画の改定を予定しております。播磨町空家等対策計画につきましては、現行の計画を参考資料3で配布させていただいておりますので、またお時間がある時にご確認いただければと思いますが、空家等対策計画につきましては空家等に対する町の基本的な方針等を示し、空家等の総合的・計画的な対策の推進を目的として空家特措法に基づいて策定しているものです。これまで計画期間内であっても空家特措法改正等による計画の一部改定は随時実施してきており来年度の改定では計画内容に大幅な変更は生じない見込

みですが、計画の改定作業に当たっては空家等対策協議会においてご意見をいただきながら進めて参りたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

現時点での計画改定スケジュールにつきましては資料4に記載のとおりですが、令和8年4月以降に計画の改定作業に着手する予定としておりまして8月末頃までに計画案を作成、9月頃に庁内会議、空家等対策推進本部会議を経て10月から11月頃に第1回の空家等対策協議会の開催を予定しております。第1回空家等対策協議会の後の12月頃から令和9年1月頃かけて計画改定案について町民の方等から意見を募集するパブリックコメントを実施予定で令和9年2月頃に第2回の空家等対策協議会の開催を予定しており、令和9年3月末頃には改定後の空家等対策計画を公表する流れを予定しております。

ただいま説明させていただきましたとおり来年度の空家等対策協議会の開催は2回程度を予定しております。具体的な会議日程につきましては委員の皆さまのご都合により調整し決定させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で空家等対策計画改定スケジュール案についての報告を終わらせていただきます。

○会長

ご報告ありがとうございました。次年度は空家等対策計画改定年度に当たるということで、協議会としましては原案を提示いただいた上で10月か11月にご意見を伺いたいというようなご説明だったかと思えます。今回の報告について何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。スケジュール自体についてということでもよろしいですかね。

○事務局

そうですね。

○会長

分かりました。では、スケジュール、年度中に2回ということですがけれども何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

特にご意見無いようでしたら、ご提示いただきましたスケジュールに従って進めていくということをお願いします。

それでは次に進みたいと思えますけれども、報告事項の3点目になりますその他報告事項について事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

それでは、その他報告事項としまして1点ご報告をさせていただきたいと思えます。資料については資料5をご覧ください。所有者不明建物への対応状況についてというものになります。

こちらにつきましては昨年度の空家等対策協議会でもご報告させていただいた案件で、その後の状況についてご報告をさせていただきたいと思えます。個別の空き家の場所等については詳細の記載は控えさせていただいておりますが、ご了承いただければと思えます。

こちらについて今回新たに就任された委員の方もいらっしゃいますので簡単に経緯を説明させていただきます。この空き家につきましては共同住宅2棟が空家となっております、登記簿

上の建物所有者である法人は解散済で存在しておらず登記簿上の土地所有者の法人も所在不明の状態となっておりまして適切な管理がなされていない状況が続いていたことから民法の規定による所有者不明建物管理制度を利用した申立てを裁判所に対して行う方針であることを昨年度の協議会において報告させていただきました。所有者不明建物管理制度については資料の一番下のところに記載していますとおり令和5年度の民法改正により創設された制度で、所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができない建物について管理の必要性があるときに裁判所が管理人を選任し、その建物の管理を命令する処分になりまして選任された管理人は保存行為又は改良を目的とする行為以外に裁判所の許可を得て建物の売却又は解体が可能となる制度でございます。この制度を利用することで建物の管理不全の状態の解決を図れないかというところで、町による所有者不明建物管理制度の申立てを検討しているということで昨年度の協議会でご報告させていただきました。

現在の状況についてですが、建物の状況は特に変化はございませんが、建物の所在する土地について所有権の移転がございました。経緯としましては土地に設定されていた根抵当権者が競売の申立てを行いまして、令和7年7月に競売による入札が実施されたことで個人の方が落札をされて令和7年8月に所有権移転登記が行われました。これまでは建物所有者及び土地所有者の双方の所在が不明であり、建物の適正管理や改善が期待できない状態となっていました。今回土地の所有者が変わったことで建物についても今後何らかの対応がなされる可能性もあるのではないかと考えております。競売が行われた際にも資料に当該地に所有者不明の建物が所在していることは明示をされており、それを了承した上で落札を行っていることから現地の状況は理解されて購入をされていることとなります。

そうしたことから今後の土地活用等も念頭において購入されている可能性もありまして、土地所有者において建物に係る財産管理制度等の申立てが行われる可能性もあることから今年度に町の方で申立てを検討していた所有者不明建物管理制度の申立てについては見送ることといたしました。

また、通常、建物については建物所有者の責任において適正に管理する必要がありますが、今回のように建物所有者が不明であるという状況においては土地所有者にも土地の管理責任があるという点において原則として土地所有者において建物の管理についても対応していただくことが適切であると考えておりまして、町としては今後は空き家の管理依頼を行う際には土地所有者に対応を依頼していくこととなります。今のところ町から新たな土地所有者にはまだ接触できておりませんが、今後また土地所有者に状況を伺いたいと考えております。

今後この空き家について大きな動き等があれば協議会の方でもご報告させていただきたいと考えております。その他報告事項についての報告は以上となります。

○会長

はい、ご説明ありがとうございます。前年度少し話題になりました個別の空家案件に関するご報告になりますけれども前年度は所有者不明管理制度の適用についてのご意見を皆様からお伺い

する形だったかと思えますけれども、その経緯、それから今年の状況ということでご説明いただいたかと思えます。本件につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○**会長**

現状、建物の安全性みたいな形は事務局の方で確認された上ではどんな形でしたでしょうか。

○**事務局**

はい、建物自体がすぐに崩れるというような建物ではないんですが、ちょっと見た目的にはドアが開いていたりとか草が生い茂っていたりというところが見受けられるというところで、そこで小学生とかがですね遊んだりするのが危険だというところがあって危機管理の部署ではパトロールをしたりとかそういうことはしていただいているというのは聞いているとことなんですが、建物自体がすぐ倒壊するとかそういう建物ではないのかなというふうには思っております。

○**委員**

めちゃくちゃ危ないですよ。

○**会長**

危ないというのは管理上。

○**委員**

管理上、風吹いたら飛ぶしね、崩れてるやつある。裸になってしまってますし、躯体はもう無いし、隣のやつはまだちょっとましやっていう話して。2軒ある。

○**事務局**

2軒あります。

○**委員**

そっちの方はましですけど、もう1軒の方はめちゃくちゃなってます。危ないです。

○**会長**

そうですか。

○**委員**

差し支えない範囲で結構なんですけど、令和7年7月に競売で落札された落札者はどういう関係の方ですかね。

○**事務局**

個人の方が落札されて。

○**委員**

個人の方ですか。

○**事務局**

兵庫県内に住まれている方なんですけど、どういう方かというのは分からなくて。

○**委員**

調べてくれてます。早く次つかまえんと話し進まない。あんなん周り人にとってはほんとに危険家屋でしかないのっていうのを職員にはずっと伝えさせてもらってるんですけど、それで見

に行ってくれてるんですけど、そこからですよ、どうすべきかっていうのをね。

○事務局

若干補足を。ありがとうございます。我々も今現状とり得る手立てとしては、調査の方をまずは進めさせていただいているところです。ただ、正直申し上げまして落札された方がどのような方なのかちょっとよく掴みかねているような状況でして、まずはこの辺りを調査しっかりさせていただこうと思ってます。特に先ほどから話しに出ておりますけれども、何をもちて危険というのかってというのは色々あるとは思うんですけども、私どもとしてはやはりこれからまた春が来て台風シーズンも入ってくるということになりましたらもちろん躯体の話、特に瓦とかそういったところもございますし、防犯面での危険性も大きいと思ってます。ですのでこの2点で私どもとしてはこのアパートをとらまえているというところがございます。

ただ、私どもとしてもなかなか攻めあぐねているというか取っ掛かりがなかなか今のところつかめていないところですので、まずは所有者がどういうお考えをお持ちなのかっていうところをまず把握していきたいなというふうに考えておるところでございます。また何か動きありましたらご報告させていただきます。

○委員

ちょっとよろしいですか。

○会長

はい。お願いします。

○委員

どうなれば良い状態になるんですか。もうえいやで壊してくれたら一番良いつて感じなんですか。

○事務局

それは土地の所有者がということですか。

○委員

土地の所有者が。

○事務局

私どもとしては、潰す潰さないに関わらず周りに危険が及ばない状態、もっと言うと土地、家屋をきちんと活用いただいている状態っていうのが望ましいというふうに思ってます。その点から見るとこのアパートに関しましてはなかなか改修してもう一度使いなおすっていうのは正直厳しい状態なのかなと思っておりますので、私どもとしては更地にしていただいてまた新たな土地活用に向けた取組みをしていただくのがマーケット的にも良いのでしょうし、周囲の安全、空家対策としても望ましい状態だと思ってます。

○委員

はい。

○会長

はい。お願いします。

○委員

ああやって答えるんですけど、とにかく危ないんでね。早く除けないといけないんやけど、なんやかんや言って崩れたまま何十年ほったらかしてるんで。だから早く地元の人にしたら除けてほしいというのは当たり前の話しやと思うんですよ。絶対その所有者がしてくれないの分かてるから、町としてももう本当に勝負をかけていくのか、代執行するのかっていうとこまで考えないといけないと思うんです。相手がそんなことしてくれるはずないという感覚がまだまだ僕たちそれが弱いと思うんです。だから自分たちがしないと綺麗にはならないと思うんでその覚悟がこの役場には必要やと思います。そういうのを早く答え出せるようにもっていきたいんですけど、まだちょっと調査中やっていうところで止まっている状態なんです。それまでも何十年もほったらかしていること自体が危機管理が役場無いと言われたらそこまでやと思います。周りの人には本当に迷惑かけてると思うので、大至急僕はやってくださいと4年間言い続けて今ここまで来たんですけど、所有者を探してるところまで来たのはすごいレベルアップやなと思ってるんですけど。

○委員

はい。

○会長

はい。お願いします。

○委員

住民代表ということで専門的知識は持ち合わせないんですけど、住民として土地を持てれば固定資産税を支払う義務があるということで、競売によって裁判所の手続きを経て所有者が現れた。その方に固定資産税を払ってという連絡もとれてないんですか。

○事務局

はい、固定資産税の税金がかかるのは毎年1月1日現在の所有者に対してということになりますので、この度落札された方に関しては来年度からの税金がかかります。

○委員

4月から。

○事務局

そうですね、4月以降、大体5月に納税通知が行くんですけども。

○委員

納税通知を出すために新しい所有者に対して通知ができるんですか、今の状態で。

○事務局

そうですね、来年度税務課の方から送ります。

○委員

それは把握できてる。

○事務局

登記簿上の住所はしっかりしてしますので、そちらに向かってまずは課税をしていくという流れになろうかと思えます。

○会長

他にいかがでしょうか。個別の空き家についてきちんと把握されているというのはまずもって一番重要なことですのでそこについては問題ないかと思うんですけども、なかなか対応が難しい案件であることは皆さん重々承知されているかと思うんですけど、危険性に関する部分もありますのでまたご意見踏まえて対応いただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

他に今までの報告事項につきましてご質問、ご意見よろしいでしょうか。

はい、では本日は色々ご意見いただきましてありがとうございました。最後に今後のスケジュール等について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

本日も説明させていただきましたとおり、来年度は播磨町空家等対策計画の改訂を予定しております。空家等対策協議会につきましては2回程度の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、ご多忙とは存じますが協議会へのご出席にご協力をお願いいたします。

また、その他協議会にご意見を求める案件が発生した場合は会長へご相談させていただきました必要に応じて開催させていただく場合もありますのでよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。事務局から今後のスケジュール等について説明をいただきました。何かご意見あればお願いします。

よろしいでしょうか。では、次回の協議会につきましてはご報告の通り事務局と開催日を調整しましてご案内させていただきたいと思えます。

では、本日の議事は以上になりますので、進行を事務局にお戻しさせていただきます。

○事務局

委員の皆様ありがとうございました。本日いただいたご意見等は議事録に取りまとめた上で各委員にご送付させていただきますのでご確認の方をよろしく願いいたします。

なお、議事録については公表させていただくこともありますのでご了承ください。

本日は長時間に渡りご審議賜り誠にありがとうございました。これからも引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上